

2019年度 事業計画書
(2019年4月1日～2020年3月31日)

1、公益事業1 アジア地域を中心とする民商事法分野での調査・研究及び講演会・セミナー等の開催並びにその援助

成果物については、印刷物にして関係者に配布するとともにホームページ上に公開することとしている。

(1)調査・研究事業

① 日韓パートナーシップ共同研究

韓国とは、経済・文化他全般にわたり、従来に増して緊密な関係が進展すると期待されており、当財団は法務省と共同して、平成11年度より法務省・法務局と裁判所の職員、韓国の大法院(最高裁)・各級法院に勤務する登記及び執行関係職員との間で所掌業務に関する諸問題について相互に研究検討するパートナーシップ共同研究を実施している。2019年度は引き続いて「不動産登記制度、商業登記制度、民事執行制度をめぐる実務上の諸問題等」をテーマとして、6月に韓国、10月に日本にて共同研究を実施する予定である。尚、本研究も今年度で第20回を数えることより、6月の韓国での研究期間中に記念学術大会を開催し、日韓の各専門家による発表、討論の機会を通じて、本研究の更なる発展を目指すこととする。

② アジア・太平洋民商事比較法制研究

当財団は、法務省法務総合研究所と共同して、アジア太平洋地域の法制度について関西の学者、実務家に依頼し、研究会を実施している。第1期「倒産法及び倒産法に関連する担保」、第2期「ADR」、第3期「知的財産権保護法制」、第4期「国際会社法比較研究」、第5期「株主代表訴訟」、第6期「監査制度」、第7期「会社情報の提供制度」を実施してきた。第8期(平成27年度より3年間)については、国谷史朗弁護士を座長として、ガバナンスと役員の責任をテーマとして会社法実務研究会を実施、最終年度となった平成29年9月にシンポジウムを開催した。平成30年12月には同シンポジウムの内容を含めた研究の成果についての「東南アジア4か国のコーポレート・ガバナンス」を出版した。2020年度までの新たな研究会は、前期のメンバーにて継続して、以下の対象国とテーマとしている。

研究対象国・地域：ベトナム、インドネシア、タイ、マレーシア

テーマ：会社法実務研究（株主間契約、株式制度、EXIT）

(2)セミナー、講演会、シンポジウム事業

① 日中民商事法セミナー

当財団は中国国家発展改革委員会を中国側の相手方として他関係機関の協力も

得て中国との法律交流事業を取り進めている。2019年度は次のとおり開催する予定である。

時期・場所：2019年11月東京予定

テーマ：検討中

主催 日本：法務省法務総合研究所、日本貿易振興機構（ジェトロ）、

日中経済協会、当財団

中国：国家発展改革委員会

中国側講師：テーマに関する専門家講師2～3名招聘

② 国際民商事法講演会

民商事法について関心の高いテーマを選び、当該国の専門家による講演会を機会ある毎に開催している。2019年度は11月に、国際訴訟法学会が民事訴訟法を主体とした手続法の研究者や実務家等を招聘し第17回大会を神戸にて開催する。本会議には、台湾、香港、中国、韓国、タイ、マレーシア等アジア各国からも参加が予定され、アジア諸国の民商事法分野での交流が図れるものとして財団として積極的に対応することにする。そのほかにも、関係諸機関の協力を得て、講演会を開催する予定である。

③ 国際民商事法「金沢セミナー」

アジア・東南アジア地域におけるビジネス法関連の情報交換と、同地域におけるビジネス法・経済法分野での法整備支援のニーズ及びドナー間連携の可能性について意見及び情報交換を行うことを目的として国内外の専門家を招いて実施している。2019年度は、次のとおり開催する予定である。

時期・場所：時期検討中 金沢

テーマ：検討中

主催：石川国際民商事法センター、北國新聞社、
法務省法務総合研究所、当財団

④ 連携企画（人材育成のためのシンポジウム等）

法整備支援を促進するためには、これを支える国内人材の育成と活用が極めて重要であり、さまざまな人的資源を発掘・確保するための一方策として、法整備支援を担う次世代の若者らとの意見交換の場を提供することが必要である。法務省法務総合研究所、名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)、当財団他が主催して、他大学生、法科大学院生・若手法曹や研究者を対象に、平成21年8月に「わたしたちの法整備支援～ともに考えよう！法の世界の国際協力」シンポジウムを開催し、その後継続している。

上記の他に、法務省をはじめとしてアジア諸国の法制度に関係している諸団体が行う事業で、当財団の目的趣旨に沿うものについては、その成果を上げるべく、当財団としても積極的に協力することとしている。

2、公益事業2 法整備支援事業

独立行政法人国際協力機構（JICA）は、政府開発援助（ODA）の一環として、主としてアジア諸国を対象に法整備支援及び法曹人材の育成支援のため、各国より立法担当者や政府関係者、裁判官、学者等を招致し、日本の法制度やその運用システムの研修を実施している他、現地への専門家派遣、法律草案作成、法曹養成教育機関への協力等の支援プロジェクトを拡大している。

当財団は、国際協力機構による民商事分野の支援事業を平成10年度より随意契約で受託し、法務省法務総合研究所他関係先と協力し実施してきた。平成20年度よりは共同研究会・作業部会等の運営管理業務については公示・応募によるプロポーザル方式に変更され、当財団ではこれに応募し受託業者として選定され、平成20年度、21年度委託業務を実施した。平成22年度～24年度については一般競争入札となり、当財団はこれに参加し所定の手続きを経て平成22～24年度の業務委託契約を締結した。平成25～27年度については、共同研究会・作業部会等の運営管理業務に加え、それまで個別に随意契約で実施してきた国別研修の精算業務等も合わせた公示・応募によるプロポーザル方式に変更され、当財団ではこれに応募し受託業者として選定された。平成28年～30年度についても、同様にJICA受託業者に選定され、受託業務を遂行している。2019年度から始まる同様の契約についても、受託契約の締結を目指し、ワーク中である。

国際協力機構受託事業収入の過去5年間の推移は以下のとおりである。

受託事業収入（千円）

| | |
|--------|-------------|
| 平成26年度 | 64,450 |
| 平成27年度 | 84,114 |
| 平成28年度 | 72,701 |
| 平成29年度 | 69,385 |
| 平成30年度 | 65,874（見込み） |

（1）2019年度に予定されているプロジェクトは次のとおり。

① ベトナム

案件名：2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト
(2015年4月～2020年3月)

案件概要：ベトナム法務・司法関係機関（司法省、首相府、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会）における、2013年憲法及びベトナムの2020年を目標とした法・司法改革の趣旨に従った、法規範文書の審査能力強化、法規範文書の草案起草、法規範文書の統一的な運用に向けた助言・指導能力及び裁判・執行実務の能力向上、適正かつ効率的な法規範文書の運用・適用の基盤整備を支援。

部会等：ベトナム裁判実務改善研究会

研修予定：10名を2週間の予定で招へい、3回/年

② カンボジア

案件名：民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト

（2017年4月～2022年3月）

案件概要：これまで実施されたプロジェクトにより、各機関に育成された人材を中心、民法・民事訴訟法のより適切な運用を目指して、不動産登記法の整備、訴訟書式の整備、民事判決の公開等を柱とした活動を支援。

部会等：カンボジア民事訴訟法作業部会、カンボジア不動産登記法アドバイザリーグループ

研修予定：15名を2週間の予定で招へい、1回/年

③ ラオス

案件名：法の支配発展促進プロジェクト

（2018年7月～2023年7月）

案件概要：ラオスの法務・司法分野の中核人材が、基本法令の法理論の研究、同理論に基づく運用・執行、法令及び実務の改善能力を身に付け、研究成果を同分野の関係者に共有するとともに、持続的な活動実施体制を具体化し、方が空く教育・法曹等養成の担当者が質の高い法律実務家を育成する能力を身に付けることを目指す。

部会等：ラオス民法アドバイザリーグループ

ラオス教育・研修改善アドバイザリーグループ

研修予定：25名を2週間の予定で招へい、3回/年

④ ミャンマー

案件名：法・司法制度整備支援プロジェクト

（2018年6月～2021年3月）

案件概要：法・司法関係機関による法案作成・審査や契約審査における能力向上を図り、法令等の運用に透明性をもたらすとともに、人財育成を支援し、市場経済体制の確立、投資の促進、法の支配の促進を支援。

部会等：知的財産法アドバイザリーグループ

研修予定：16名を2週間の予定で招へい、3回/年

⑤ インドネシア

案件名：ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト
(2015年12月～2020年12月)

案件概要：法務人権省知的財産総局による知的財産審査の質の向上、同局及び知的財産執行機関による執行・取締体制の向上、最高裁判所による知的財産事件の処理の予見性の向上、及び法務人権省法規総局によるビジネス関連法令（知的財産法を含む）の起草・審査における法的整合性の向上を支援。

部会：裁判所支援アドバイザリーグループ

研修予定：15名を2週間の予定で招へい、4回/年

⑥ バングラデシュ

案件名：下級裁判所能力向上

(2017年4月～2020年3月)

案件概要：バングラデシュ司法の最大の問題は、裁判所が抱える多数の未済事件（バックログ）の存在であり、訴訟外紛争解決手続（ADR）がその有力な解消策と目されているものの、種々の要因により同手続は有効に機能しておらず、同国側も同手続に関する日本の支援を強く求めている。個別の関心事項として、国際商取引における紛争解決及びサイバー犯罪対策が示されたことを受けて、法・司法機関関係者が円滑な紛争解決に必要な技術を取得するための研修をはじめに、今後、各種支援を予定。

研修予定：15名を2週間の予定で招へい、1回/年

(2) その他法整備支援案件

① 法整備支援連絡会

平成12年から法整備支援に関する関係機関が一堂に会し、意見や情報の交換を行う場として、法整備支援連絡会を開催している。平成30年度は平成31年2月に東京で開催した。（当財団後援）2019年度は2020年2月に開催予定である。

② 共同研究等

法務省法務総合研究所が、2019年度に、ミャンマー、東ティモール、ウズベキスタン、モンゴル各国との共同研究を予定している。

3、その他

(1) 機関誌「I C C L C」発行予定

2019年4月（第22、23回目中民商事法セミナー特集）

2019年7月（2018年度事業報告、2019年度事業計画）

その他、セミナー・講演会の成果物として、ニュースレター「I C C L C NEWS」を隨時発行予定である。

(2) パンフレット作成・ホームページの維持

当財団パンフレットの 改訂、ホームページのメンテナンス等を行う。

ホームページでは、財団の活動を幅広く知ってもらうため、セミナー・講演会等の案内を都度掲載し、またその成果物についても、極力ホームページ上で公開することとしている。

以上